

# 令和5年度データセンター集積推進事業（海外データセンター誘致）委託業務

## 企画提案指示書

### 1 委託する業務名

令和5年度データセンター集積推進事業（海外データセンター誘致）委託業務

### 2 業務の目的

国内外でのデータセンター市場の拡大をはじめ、国境を越えた寒冷地へのデータセンターの立地や脱炭素の実現に向けた世界的な動きを好機に、アジアの北に位置する地理的優位性や豊富な再生可能エネルギー等の本道の特性を活かし、海外から本道へのゼロカーボン・省エネ型のデータセンターの誘致や投資の促進を図る。

### 3 委託業務の内容

#### (1) 海外投資家等との個別商談会の開催及び運営

海外のデータセンター投資家・事業者に対し、本道へのデータセンターの誘致に向けた提案・PRを行う商談会を開催する。

ア 開催日程： 令和6年1～2月頃の2日間程度（1日あたり約6時間）

イ 開催方法： シンガポールのホテルでの開催。

※開催する国については、海外情勢次第で、変更することがある。  
(会場基準)

・商談会場は、対面形式（のテーブル配置）で20名程度が収容できること。

・海外投資家等の控え室として、1室用意すること。

ウ 商談相手： 海外のデータセンター投資家・事業者 4社程度

海外投資家等は、道や関係機関と連携の上、発掘・選定すること。

エ 北海道側参加者：受託者のほか、道職員及び希望する道内市町村職員が参加。

※道及び道内市町村職員の旅費については、受託者の負担なし。

オ 内容

(ア)海外投資家等1社あたり2時間程度で、個別に商談を実施し、次の内容を盛り込むこと。

・北海道からの誘致プレゼン

・道内市町村からの誘致プレゼン

(イ)商談会には、商談アドバイザーとして、データセンター関連の専門家を同席させること。

(ウ)商談会には、商談交渉のための通訳者を配置すること。

(エ)商談会后、道と相談の上、海外投資家等へフォローアップを行うこと。

#### (2) 国内外に向けた情報発信

本道へのデータセンターの誘致促進を目的としたウェブサイト「(仮称)北海道データセンター統合ポータルサイト (<https://hokkaidodatacenter.jp/>)」にコンテンツを追加し、国内外のデータセンター投資家・事業者に向け、PRする。

ア 発信言語：英語及び日本語

イ サイト規模：30ページ程度規模のウェブサイト

※参考のサイト規模であり、30ページを作成する仕様ではないこと。

ウ 追加するコンテンツ：

(ア)道内市町村（3市町村程度）の誘致提案・PR資料を掲載すること。

(イ)道内市町村の誘致提案・PR資料については、データセンター関連の専門家により、作成支援を行うこと。（3市町村程度×各2回）

エ 周知方法：道や関係機関と連携した周知を行うとともに、ウェブ広告なども活用し、広くPRすること。

※（1）及び（2）の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。

※詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

（3）事業実施報告書の作成及び成果品の提出

上記（1）及び（2）に係る報告書を作成し、委託期間内に納品する（紙媒体3部、電子媒体1式）。

#### 4 契約の方法等

（1）契約方法 総合評価一般競争入札

（2）委託期間 契約締結日から令和6年（2023年）3月8日（金）まで

（3）その他 ・ 本業務は、海外情勢などの影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する可能性がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。  
・ また、委託契約締結後、海外情勢などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める可能性がある。

#### 5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1 実施体制	
	① 実施体制・役割等
2 実施手法	
	① 業務処理工程表・経費積算
3 実施方策	
	① 海外投資家等との個別商談会の開催について
	② 国内外に向けた情報発信について
4 実績	
	① 過去の実績
5 追加提案	
	①追加提案

※記載上の留意事項

ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。

ウ 実施方策については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。

- エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

## 6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも 1 部
- (4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）9 月 25 日（月）17 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも 6 部
  - ※ 1 部は提案者名を記載したもの。残り 5 部は提案者名を記載しないもの。
  - 文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）9 月 25 日（月）17 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

## 9 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

## 10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類  
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
  - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
  - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
  - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
  - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
  - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
  - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
  - オ 全ての提出書類は返却しない。
  - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先  
郵便番号 060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）  
北海道経済部産業振興局産業振興課立地推進係（担当：相樂、磯和）  
電話 011-204-5324 F A X 011-232-2139  
電子メールアドレス [sagara.yuusuke@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:sagara.yuusuke@pref.hokkaido.lg.jp)  
[isowa.shun@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:isowa.shun@pref.hokkaido.lg.jp)